

(平成21年2月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月
② 昭和43年4月
③ 昭和46年2月

申立期間①及び②の国民年金保険料は、A町役場での転入・転出手続と同時に私が納付した。また、申立期間③の保険料は、B市役所支所へ納付した。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が、A町において国民年金保険料を納付したと主張しているところ、社会保険事務所保管の特殊台帳では、当該期間直前の昭和42年1月から43年3月までの国民年金保険料15か月分が納付済みであり、これらの保険料がA町で現年度納付されていることが推認されるとともに、戸籍の附票により、申立人が同年5月5日付けでA町からB市へ異動していることが確認できるなど、申立期間②の保険料をA町役場で転入・転出の手続と同時に納付したとする申立人の主張に不自然さは見られない。

一方、申立期間①及び③については、申立人がこれら期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年12月ごろ及び62年7月15日の2回、A町において払い出されていることが確認できるところ、1つ目の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間③については、申立人は、B市役所支所へ保険料を納

付したと主張しているが、B市では、保管している国民年金被保険者名簿の中には申立人に係るものは無いとしているなど、当該期間に係る保険料が納付されたことをうかがわせる事情のみならず、申立人が当該期間当時に、同市において国民年金の加入手続を行った事跡も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 31 日から 51 年 3 月 1 日まで

私は申立期間中、兄が代表者のA社に役員として勤務していた。

同社は、昭和 51 年 3 月に B 市から C 町へ移転したことはあるが、休業した期間は無く、被保険者期間が空くことは考えられない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等は保管していないが、A社保管の昭和 50 年度の決算報告書等から、保険料控除の時期や金額等は不明ながらも、当該事業所が、申立人を含む従業員の厚生年金保険料を給与から控除していた可能性がうかがえる。

しかし、社会保険庁の電算記録等によると、A社は、昭和 46 年 5 月 1 日から 50 年 8 月 31 日までの期間及び 51 年 3 月 1 日から 61 年 5 月 16 日までの期間、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるのみであり、これら期間は、申立人の当該事業所に係る被保険者資格記録と一致している。

また、申立人は、A社は移転したことはあるが休業した期間はないとしているところ、当該事業所保管の決算報告書（昭和 50 年度及び 51 年度）や金銭出納帳などにより、当該事業所が申立期間中も継続して事業活動を行っていることが認められるものの、社会保険事務所保管の当該事業所における被保険者名簿では、当該事業所が昭和 50 年 8 月 31 日付で全員退職を理由に全喪している旨記録されているとともに、A社が管轄社会保険事務所を変え、改めて厚生年

金保険の適用事業所となっている51年3月1日に至るまで、当該事業所が適用事業所であったことを確認できない。

さらに、前出の被保険者名簿により、全喪時におけるA社の被保険者数が3人のみであったことが確認できることから、当該事業所が申立期間当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたとは認められないため、本件申立ては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による、厚生年金保険の加入記録の訂正の対象とはならないものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 237

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 5 日から 41 年 2 月 10 日まで

私は申立期間中、A市のB社で職人として、100人ほどの同僚と共に勤務していた。

私の実兄も、ほぼ同時期に職人として同社に勤めていたし、当時の同僚や班長の氏名も記憶している。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与所得の源泉徴収票（昭和 37 年分、39 年分及び 40 年分）により、申立人がB社から給与を支払われていることが確認できるものの、これら源泉徴収票 3 枚に記載の社会保険料の控除金額は、いずれの年においても、その給与の支払額から見た厚生年金保険料 12 か月分の相当額とは大きく相違しているため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実までは認め難い。

また、B社は、昭和 24 年 4 月 1 日から現在まで、厚生年金保険の適用事業所となっているものの、社会保険事務所保管の当該事業所に係る被保険者名簿には、申立期間及びその前後に、厚生年金保険被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠落も無い。

さらに、B社では、人事記録により申立人が当該事業所に申立期間中勤務していたことは認められ、申立期間に係る厚生年金保険料も納付していたとしているが、これを裏付ける資料も無いことから、申立期間当時における厚生年金保険の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人は、申立期間が含まれる昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの期間について、国民年金に加入している上に、国民年金保険料をすべて納付済

みとなっているなど、申立人の記憶に曖昧^{あいまい}さが認められる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 12 月 29 日から 42 年 1 月 1 日まで
② 昭和 61 年 12 月 31 日から 62 年 1 月 1 日まで

申立期間①に関してはA社に、申立期間②に関してはB社に勤務していた。しかし、社会保険事務所の記録では、各会社を退職した日が共に、私の申し出た日付よりも前となっているが、私は有給休暇を取得して月末まで在籍するとともに、退職願も月末付けで提出したはずである。

両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

まず、申立期間①については、社会保険庁の電算記録及び社会保険事務所保管のA社における被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の加入記録が昭和 39 年 5 月 26 日から 41 年 12 月 29 日までの間確認できるのみである。

また、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録では、その離職日が昭和 41 年 12 月 28 日となっていることが確認できるなど、社会保険庁の記録を疑わせる事情は見当たらない。

さらに、A社は、平成 3 年 5 月 1 日に全喪しており、賃金台帳等の関係書類の確認ができず、申立期間①における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

次に、申立期間②については、社会保険庁の電算記録では、申立人の厚生年

金保険の加入記録が昭和 51 年 3 月 22 日から 61 年 12 月 31 日までの間確認できるのみである。

また、申立人の B 社に係る雇用保険の加入記録では、その離職日が昭和 61 年 12 月 30 日となっていることが確認できるなど、社会保険庁の記録を疑わせる事情は見当たらない。

さらに、B 社では、その保管する従業員年令勤続学歴等調査表には申立人の退職（異動）年月日欄に「61. 12. 30 付退職」と記載されていることが確認できるほか、関係書類は無いとしており、申立期間②における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。